

## 江の川河川整備懇談会 規約

(名 称)

第1条 本会は「江の川河川整備懇談会」(以下「懇談会」という)と称する。

(目 的)

第2条 本懇談会は、国土交通省中国地方整備局長(以下「局長」という。)が「江の川水系河川整備計画(案)」を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項に基づき河川に関し学識経験を有する者の意見を聴く場として設置するものである。

(組織等)

第3条 懇談会の委員は、局長が委嘱する。

2 懇談会は、別表で掲げる委員で構成する。

3 委員の任期は、原則として「江の川水系河川整備計画(国管理区間)」が策定されるまでとする。

(座 長)

第4条 懇談会に座長を置くこととし、座長は委員間の互選によってこれを定める。

2 座長は懇談会を代表し、懇談会の円滑な運営と進行を総括する。

3 座長は懇談会の秩序維持のために必要な措置を講ずることができる。

4 座長に事故がある時は、懇談会に属する委員のうちから座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(懇談会の招集)

第5条 懇談会は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 懇談会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 委員の代理出席は認めない。

(公開)

第6条 懇談会は原則公開とし、公開方法については、懇談会で定める。

(事業内容の点検及び評価)

第7条 懇談会は、当懇談会において策定された整備計画の事業内容に関する点検及び評価を行うものとする。

(事務局)

第8条 懇談会の事務局は、国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所及び三次河川国道事務所に置く。

2 事務局は、懇談会運営に係る庶務を処理する。

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項については、懇談会で定める。

(附則)

この規約は平成22年12月3日より施行する。